

災害への警戒レベルを5段階で表示

災害に備え正しい行動がとれるよう、注意報や避難勧告などは5段階の警戒レベルで発表されます。例えば、防災行政無線では「警戒レベル4、避難勧告を発令します」と放送します。

警戒レベル	防災気象情報など	とるべき行動
低 ↓ レベル1	早期注意情報	最新の注意報などに注意し、心の準備
レベル2	注意報	避難経路などを確認
レベル3	避難所を開設 避難準備・ 高齢者等避難開始情報	荷物をまとめて避難の準備 高齢者などは避難を始める
レベル4	避難勧告 避難指示(緊急)	全員避難
高 レベル5	発生している 災害情報	命を守るための 最善の行動

防災行政無線「戸別受信機」を有償譲渡します

戸別受信機は、各世帯のほか病院や保育園、学校、避難所など公共性の高い施設に無償貸与しています。無償貸与の対象ではない事業所や店舗などで戸別受信機の設置を希望する人は、有償で譲渡します。下記の事項をご確認のうえ申し込んでください。

対象 戸別受信機の設置を希望する事業所
・2台目の設置を希望する世帯

機器代 1台19,000円
※代金の一部を市が負担しています。

設置費用 •設置者がご負担ください
※乾電池は付属していません。

修理 •設置者の負担で修理を行ってください

申込・設置方法 申請書（市ホームページに掲載）を防災危機管理課または各支所へ持参または郵送してください。



郵便番号 863-8631 (住所記載不要) 天草市役所・防災危機管理課 ☎ 8817

土砂災害から身を守る

6月は土砂災害防止月間

ここ数年、1時間に50ミリを超えるような局地的大雨が増え、土砂災害による被害が多発しています。災害は、いつ・どこで起こるか予測がつきません。だからこそ、日ごろから災害から身を守るための備えをしておきましょう。

総合防災マップで住んでいる地域の危険箇所や避難場所を確認！



市内の全世帯に配布している総合防災マップには、お住いの地域の洪水・土砂災害警戒区域、高潮・津波浸水想定区域を掲載しています。

防災マップは、ホームページでも確認できます。自分の住んでいる地域がどのようなところなのかをしっかり知っておくことが大事です。

情報を収集！

大雨が続き土砂災害の危険度が高まると「土砂災害警戒情報」が発表されます。防災行政無線の呼びかけやみづばらラジオ、テレビ、インターネットなどから情報を収集しましょう。

①天草市安心・安全メールの登録

避難勧告や避難所開設などの情報を電子メールで携帯電話やパソコンに配信するサービスです。登録料は無料です。

登録方法 re-ansin@amakusa-web.jpまたは右のQRコードにアクセスして空メールを送信。返信メールの案内にしたがって登録してください。



▲QRコード

②防災行政無線「戸別受信機」の設置

家の中にいながら防災行政無線で放送される災害情報を聞くことができます。設置がまだの人は防災危機管理課に連絡してください。各世帯には無償で貸与します。

※電池の消耗や停電時の備えのためにも平常時は、コンセントにつなぐようにしましょう！

早めの予防的避難を！

市では、状況を予測しながら避難所を開設します。夜間に大雨が予想される場合は、暗くなる前に避難するとより安全で安心です。

高齢者や障がいのある人、小さな子どもがいるなど避難に時間がかかる人は、移動時間を考えて早めの行動を心掛けましょう。

避難するときは、できるだけ飲食物やタオルケット、懐中電灯などを持参してください。



国民健康保険・後期高齢者医療保険の制度改正がありました

国民健康保険税の改正点

●課税限度額を引き上げ

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計
改正前	58万円			93万円
令和元年度(改正後)	61万円	19万円	16万円	96万円

●低所得世帯に対する軽減判定所得を引き上げ（5割、2割軽減の対象世帯が拡大）

	7割軽減	5割軽減	2割軽減
改正前		33万円+27万5千円×加入者数	33万円+50万円×加入者数
令和元年度(改正後)	33万円	33万円+ 28万円 ×加入者数	33万円+ 51万円 ×加入者数

※加入者数には、旧国保被保険者を含む。

●被用者保険（社会保険や共済組合など）から後期高齢者医療へ移行することで国民健康保険に加入する被扶養者（旧被扶養者）の減免期間が変更

	所得割の全額減免	均等割・平均割の半額減免
改正前		期間の指定なし
令和元年度(改正後)	期間の指定なし	資格取得日の属する月から2年間

後期高齢者医療保険料の改正点

●所得が33万円を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算した上で所得がない世帯の軽減割合を変更

	軽減割合
改正前	9割軽減
令和元年度(変更後)	8割軽減

●低所得世帯に対する軽減判定所得を引き上げ（5割、2割軽減の対象世帯を拡大）

	5割軽減	2割軽減
改正前	33万円+ (27万5千円×世帯の被保険者数)を 超えない世帯	33万円+ (50万円×世帯の被保険者数)を 超えない世帯
令和元年度 (変更後)	33万円+ (28万円×世帯の被保険者数) を 超えない世帯	33万円+ (51万円×世帯の被保険者数) を 超えない世帯

●社会保険などの被扶養者になっていた人の軽減される期間を設定

	均等割額の5割軽減
改正前	期間の設定なし
令和元年度(変更後)	75歳に到達する月から2年間

問 国保年金課 ☎②8802

天草市プレミアム付商品券を販売します

4,000円で5,000円分のお買いもの！

1,000円お得!!

10月からの消費税率引き上げによる影響を緩和するため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券を販売します。購入には引換券が必要です。

	低所得者	子育て世帯主
対象	天草市の住民で令和元年度の住民税が非課税の人（平成31年1月1日時点）。 ※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養家族、生活保護受給者などを除く。	天草市の住民（令和元年6月1日時点）で、かつ平成28年4月2日以降に生まれた子がいる世帯の世帯主。 ※令和元年6月2日～9月30日までに出生した子についても対象になります。
商品券の金額	1冊4千円（500円券が10枚）	
購入の上限	1人5冊まで (2万5千円分のお買い物券)	同一世帯の3歳未満の子ども1人につき5冊まで。
購入方法	7月上旬に対象者へ申請書を送付します。購入を希望する人は申請してください。 審査後、該当する人へ9月中旬以降に購入引換券を送付します。	対象者へ9月中旬以降に購入引換券を送付します。申請は不要です。 ※令和元年6月2日～7月31日に出生した子ども分は10月以降、8月1日～9月30日に出生した子ども分は11月以降、順次送付します。
	引換券を持参し、商工会・商工会議所で購入してください。	
販売・使用期間	販売…10月1日㊁～翌年2月29日㊂ 使用…翌年3月31日㊁まで	

商品券の使用可能店舗となるためには登録が必要です

希望される事業者は8月30日㊁までに管轄の商工会・商工会議所で登録してください。
※天草宝島商品券の登録店舗は再登録不要です。

問 産業政策課 ☎②6786

配偶者からの暴力を理由に避難している人が商品券を購入するには

配偶者からの暴力を理由に避難している人で、基準日（低所得者は平成31年1月1日、子育て世帯主は6月1日）までに住民票を天草市へ異動していない場合、一定の要件を満たしている旨を申し出ることで購入引換券送付の配慮を行います。まずはご相談ください。

申出期間 6月1日㊁～7月1日㊁

問 子育て支援課・子ども相談係（天草中央保健福祉センター内）☎②0404